

病院PFI事業 応募者の参加資格要件と喪失条件比較表 (その1)

	近江八幡市民病院	八尾市立病院	高知医療センター	神戸市立中央病院	多摩広域基幹・小児総合医療
入札参加の基本資格要件	<p>構成員の制限 次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員になれない。 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者 <u>資格確認基準日</u>において市の指名停止措置を受けている者 最近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者 経営不振状態(破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくはその他類似の手続開始の申立がなされたとき又は特別精算手続もしくは会社整理手続が開始されたとき、又は手形取引停止処分がなされたとき)にある者。ただし、市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。 本事業にかかるアドバイザー業務に関与した者及びこの者と親会社・子会社の関係にある者</p>	<p>構成員及び協力企業の制限 次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業になることはできない。 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者 本募集要項の公表の日から、本事業の審査結果の公表日までの間において、市の指名留保又は指名停止措置を受けている者 会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始の申立をしている者 最近2年間の法人税、消費税、地方消費税、固定資産税を滞納している者 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらの企業と資本金、人事面において関係のある者(7者記載省略) 審査委員の所属する企業・団体等 本事業のための病院建設工事を請け負っているJVに参加している者 (一次・二次審査募集要項とも同内容)</p>	<p>構成企業の制限 次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業になることはできない。 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者 1次及び2次審査の応募書類提出期限日において、高知県又は高知市の指名停止措置を受けている者 1次及び2次審査の応募書類提出時において、納期限の到来した国税・地方税を滞納している者 本事業に係るアドバイザー業務に関与している者(1次4者、2次5者記載省略) なお、応募者は、本事業にかかるアドバイザー業務に関与した者から本提案に関する援助を受けてはならない。</p>	<p>基本的参加資格要件 応募法人及び応募グループの構成員は次のいずれにも該当しないこと。 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けている者 破産法・会社更生法・民事再生法の規定による破産・更生手続開始・再生手続開始等の申立てがなされている者 国税(法人税及び消費税)及び地方税を滞納している者 本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者及び、これらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者 当該審査委員会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者 市の工事請負競争入札又は物品等競争入札のいずれの参加資格も有していない者</p>	<p>応募者等を構成する法人に求める資格 応募者等を構成する法人は、以下のいずれにも該当しないこと。 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者 東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づき、<u>現に</u>指名停止の措置を受けている者 旧商法(整理開始・通告)、破産法(破産・破産手続開始)、会社更生法(更生手続開始)、民事再生法(和議・再生手続開始)の申立等がなされている者 納期限の到来した法人事業税を滞納しているもの 中核企業は都の平成17・18年建設工事等入札又は平成15・16・17年物品買入れ等競争入札のいずれかの参加資格有資格者</p>
資格喪失条件	<p>提案書審査時点での失格要件 ・ 提出期限を過ぎた提案書類の提出 ・ 提案書の不備又は虚偽の記載 ・ 審査の公平性に影響を与える行為 ・ 本募集要項に違反すると認められる場合 優先交渉権者(又はこの者と協議が整わない場合は次点交渉権者)については、<u>事業契約締結前までに参加資格要件を欠いた場合には、失格とする。(実施方針記載)</u></p>	<p>優先交渉権者について、<u>優先交渉権者決定以降、事業契約締結までに構成員のいずれかが、指名停止等(上記7項)に該当する場合となったときには、失格とする。</u></p>	<p>病院組合は、審査委員会により提示された選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。なお、選定期間中に、応募者の構成員がの資格制限、もしくは、に該当した場合には、<u>優先交渉権者の構成員となることはできない。(実施方針記載)</u></p>	<p>応募者が、<u>参加資格確認基準日から落札者決定までに、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として、当該応募者の参加資格を取り消す。</u> <u>落札者決定後から事業契約締結までに、参加資格要件を満たさなくなった場合にも、参加資格を取り消すこともあり得る。</u> <u>協力法人が選定要件を満たしていることを確認する基準日は、当該協力法人がSPCから直接業務を受託又は請け負う日とし、市の承認を得なければならない。</u></p>	<p>応募者構成法人が、<u>入札書類の提出から落札者決定までに、参加資格を欠いた場合は、原則として、当該応募者の参加資格を取り消す。</u> <u>落札者決定後から基本協定の締結までの間に、参加資格を欠いた場合にも、入札参加資格を無効とする。</u></p>
救済	なし	なし	なし	、とも該当構成員(代表企業含む)の再編成で、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市が認めた場合は容認。も同様。	、とも中堅企業以外の法人が資格を喪失した場合のみ、同等の能力のある企業等の参加による再編成を都が認める場合もある。

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

病院PFI事業 応募者の参加資格要件と喪失条件比較表 (その2)

	島根県立こころの医療センター(仮称)	愛媛県立中央病院	大阪府精神医療センター	都精神医療センター	備 考
入札参加の基本資格要件	<p>参加資格要件 入札参加者(グループで入札の場合すべてのグループ構成員)は、次の要件をすべて満たすこと。なお、グループ構成員以外の設計等担当企業もこれと同様とする。 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 島根県の指名停止措置を受けていない者。 島根県の競争入札参加資格者名簿に登録されている者及びその営業を継承したと認められた者であること。 更生手続き開始(会社更生法)又は再生手続き開始(民事再生法)の申立を行っていない者。 手形・小切手の不渡りにより銀行取引停止をしていない又は過去1年間において、島根県税を滞納していない者。 県と本計画事業に関するアドバイザー契約を締結した企業(当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業含む。)及びその関連会社(親会社及び子会社を含む。)でないこと。</p>	<p>参加資格要件(共通事項) 応募者等を構成する法人は、いずれも以下の要件を満たすこと。 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 建設工事及びこれらに付随する測量、調査又は設計業務を行おうとする者は、参加資格確認基準日において、「愛媛県建設工事指名停止措置要綱」に基づく指名停止期間中でない者。 製造の請負、物件の売買、役務の提供その他(の業務を除く)を行おうとする者は、県の競争入札の平成18・19年度における参加資格を有すると認められた者、かつ、参加資格確認基準日において、「製造の請負等にかかわる指名停止措置要綱」に基づく指名停止期間中でない者。 破産開始手続等(破産法)、更生手続き開始(会社更生法)、和議・再生手続き開始(和議法・民事再生法)の申立てを行っていない者。整理の開始(会社法施行整備法・商法)を命ぜられていない者 本事業に係る県のアドバイザーである法人若しくはその関連会社又は審査委員会委員が属する法人若しくはその関係会社でない者</p>	<p>入札参加者等に共通の要件 入札参加者等は、<u>入札書類の受付日</u>において次の要件を満たしていること。 次の(ア)～(オ)のいずれにも該当しない者。 (ア) 成年被後見人 (イ) 改正前の民法に規定する準禁治産者 (ウ)～(オ) 省略 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第3条第4項各号の規定に該当しない者。 「大阪府建設工事等及び物品・委託役務関係指名停止要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者又は別表の措置要件に該当しない者。 「大阪府暴力団等排除措置要綱」に基づく指名除外措置を受けていない者又は別表の措置要件に該当しない者。 刑事訴訟法に基づく逮捕、書類送検若しくは起訴又は、私的独占禁止法違反による勧告若しくは告発等の措置を受けていない者 病院機構から損害賠償請求を受けていない 左記の 関連、但し復権・再生手続開始決定を受けたものはこの限りでない。 最近 1 事業年度の都道府県税・消費税及び地方諸費税を滞納していない 左記の 関連</p>	<p>応募者等を構成する法人に求める資格 応募者等を構成する法人は、以下のいずれにも該当しないこと。 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者 東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づき、<u>現に</u>指名停止の措置を受けている者 旧商法(整理開始・通告)、破産法(破産・破産手続開始)、会社更生法(更正手続開始)、民事再生法(和議・再生手続開始)の申立て等がなされている者 納期限の到来した法人事業税を滞納している者</p>	<p>記載内容について それぞれの PFI 事業の実施方針、募集要項(一次・二次)あるいは入札説明書から抜粋し、本表内に収まるよう調整してあるため、原文そのままではない。 . 原本となる書類 2007年1月15日現在での、各PFI事業におけるホームページの公開資料。 従って、大阪府及び都の精神医療センターは、実施方針段階。</p>
資格喪失条件	<p>応募者が、<u>入札参加資格確認基準日から落札者決定までの間</u>、入札参加者(グループ構成員)に属する企業が上記資格要件を欠いた場合には、審査対象から除外する。 <u>落札者決定後から事業契約締結までの間</u>に、同様に上記資格要件を欠いた場合、<u>当該落札者と契約しない。</u> 、とも「構成員を変更した」場合も同様に喪失条件となる</p>	<p><u>入札参加資格確認基準日から県と基本協定を締結するまで(参加資格確認期間)</u>に、要件を満たさなくなった場合、原則として、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。</p>	<p><u>入札書類受付日から落札者決定日</u>までに、入札参加者資格を満たさない場合には、<u>失格とする。</u> <u>落札者決定後から事業契約締結日</u>までに入札参加者資格を満たさない場合には、<u>事業契約を締結せず、基本協定の解除を行うことがある。</u>病院機構はその際、一切の責めを負わない。</p>	<p>応募者等を構成する法人が上記要件を満たさない下記のとおり <u>資格確認申請書提出日から入札書類提出日</u>までは、<u>原則、参加資格を取り消す。</u> <u>入札書類提出日から落札者決定日</u>までは、<u>原則、参加資格を取り消す。</u> <u>落札者決定後から事業契約締結日</u>までは、<u>原則として、参加資格を無効とする。</u></p>	
救済条件	<p>、とも県が別途指定する期間内に、資格要件を欠いた(変更する)構成員を除外して再編成した応募者または落札者に対し、<u>審査対象または契約相手とすることもある。</u></p>	<p>上記に該当する法人が<u>代表企業以外</u>の法人であり、かつ残存法人において協力企業等の補充を行い、必要な措置を講じた場合、<u>県が認める限りにおいて引き続き有効とする。</u></p>	<p>上記に該当するものが<u>代表企業以外</u>の構成員等の場合に限り、<u>、</u>の場合とも、変更後の資格確認ができれば、<u>病院機構の裁量により、変更を認める。</u></p>	<p>のとき、代表企業が該当したとしても、新たな代表企業で再編成し、再申請し、資格があれば認められる。構成員の場合も同様。 のとき、<u>代表企業以外</u>の構成員の場合のみ、再編成を行えるが、<u>都が承認することが条件である。</u></p>	